平成２５年（フ）第６７号
新潟県村上市勝木542コーポ・リプル201、住民票上の住所新潟県糸魚川市大字田海5722番地
債務者　渡邉　和仁
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　秀幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１２７１号
横浜市西区東久保町10番８号
債務者　内田　顕一
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林佐和野
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５８５号
広島市安佐南区緑井８丁目２番９―201号
債務者　白田　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８号
愛媛県松山市東方町甲2324番地２
債務者　村上ヒデ子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７８号
宮崎市池内町古門999番地　県営住宅201棟21号
債務者　萩原　謙作
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６０号
鹿児島県姶良市西餅田2600番地　村田貸家Ｄ棟
債務者　永井　誠二
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕522番地２、前住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3230番地42
債務者　砂田　秀実
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
鹿児島県出水郡長島町山門野4456番地１
債務者　瀬戸みす子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
鹿児島県薩摩川内市百次町875番地３、前住所鹿児島県薩摩川内市永利町4134番地　県営永利ホープタウン１号棟12
債務者　山本　　聡
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
秋田市保戸野鉄砲町２番28号　長谷川アパートＡ号
債務者　田中　　等
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８８号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜140番地　サンヴィレッジ503号、旧住所徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜127番地　野口借家１号室
債務者　遠藤ゆかり
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
徳島県徳島市応神町吉成字七丁原８番地
債務者　森岡真由美
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１７号
徳島県徳島市応神町古川字高良96番地の１
債務者　近藤　佳子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２号
徳島県阿波市吉野町柿原字植松108番地22
債務者　松岡真由美
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２３号
徳島県阿波市市場町犬墓字平地222番地
債務者　滑田　真弘
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５号
徳島県徳島市昭和町５丁目１番地の１　ダイアパレス徳島県庁前通り802号室、旧住所徳島市仲之町２丁目14番地　佐藤ビル４Ａ
債務者　新田　　稔
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
徳島地方裁判所民事部